

1. 設立趣旨

① 私たちは、これまでそれぞれの専門職の中で、様々な相続のご相談を受けてきました。

メディア等の影響もあり、早くから終活や相続の対策をされる方もいらっしゃる、ご相談の内容は、より専門的に、より複雑になってきているように見受けられます。

相談内容は、ご自身の老後の生活について、残された方に迷惑をかけないように、ご自身のことはご自身で決めたい、そして心配なく穏やかに老後を過ごしたいという、終活のご相談の割合が増えてきています。

もちろん、相続が発生した際、残されたご家族が安心して生活できるようにとの思いもあります。

② 人生100年時代といわれ、終活として「できること」や、取り組むことが「できる時間」はたくさんあります。しかし、複雑かつ専門化したこの時代に、終活や相続問題に取り組むのは大変困難です。そこで、ご自身の人生の秋の充実と、ご家族の幸せを願いとして、終活開始から相続までの一連の流れの中で、あらゆる場面において、サポート、アドバイス等お手伝いをさせて頂くことが必要かつ不可欠と考えます。

③ この度設立する「特定非営利活動法人終活と相続のひろば」は、法律の専門家、税務の専門家、不動産の専門家、福祉介護関連事業の専門家、ファイナンシャルプランナー、保険の専門家と協力して連携を図り、終活・相続の知識を広めるための講習会やセミナーを開催する活動を通じて、社会活動の推進、経済活動の活性化を図ることを目的とします。

2. 設立に至るまでの経緯

① 平成24年1月、理事長は「特定非営利活動法人えひめ相続遺言相談センター」を設立し、遺言及び相続についての勉強会や研究会を行い、問題に対するより望ましい対応・解決方法の知識を拡げ、得た多くの知識を多くの方に普及するためにセミナーや講習会を開催してまいりました。

② しかし、終活への関心の高まりという時代の流れの中で、法人設立の趣旨との齟齬に問題を感じ、同法人のメンバーに「終活」をメインテーマとした法人を新たに設立してはどうかとの意見が出、その気運が高まってまいりました。

③ そこで、上記メンバーの多数の同意のもと、設立の趣旨が異なる上記法人を解散し、新たに「特定非営利活動法人終活と相続のひろば」を設立することとなったものです。

令和6年4月26日

特定非営利活動法人終活と相続のひろば

設立時代表者 中川貴美